

昭和三十六年運輸省令第一号

火薬類運送規則

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条の規定に基づき、火薬類運送規則（昭和二十五年運輸省令第八十六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 総則

（通則）

第一条 鉄道、索道、軌道及び無軌条電車による火薬類の運送に関しては、この省令の定めるところによる。

（特殊の火薬類の運送方法）

第二条 國土交通大臣が告示で定める火薬類の運送は、この省令に規定する技術上の基準に従うほか、当該火薬類の性質、数量等に応じて国土交通大臣が特に指示する技術上の基準に従つてしなければならない。

（火薬類の運送方法）

第三条 国土交通大臣が告示で定める火薬類の運送人の指定する者を立ち会わせなければならない。

（火薬類の運送方法）

第四条 火薬類は、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、包装しなければならない。

（包装）

第五条 火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破碎器にあつては個数、導爆線及び制御爆破用コードがあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せずに運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び

取扱しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。

（乗車禁止）

火薬類を積載した貨車には、人を乗車させたまに移動する必要がある者が付添人として乗車する場合は、この限りでない。

（積載貨車等）

第七条 火薬類は、鋼製有蓋貨車又は非開放型構造の鋼製コンテナに収納してコンテナ車に積載しなければならない。ただし、大型の砲弾、爆弾、水雷、ロケット等でその長さ、重量等から有蓋貨車に積載することが著しく困難なもの無蓋貨車に覆布で覆つて積載する場合は、この限りでない。

（積載貨車等）

第八条 貨車又はコンテナの内部の火薬類を積載する位置及びその付近の鉄類は、木板、革、布又はむしろ類をもつて覆わなければならない。

（積載方法）

第九条 削除

（混載制限）

第十一条 火薬類（コンテナに収納するものを除く。）は、火薬類以外の貨物と同一貨車に混載してはならない。ただし、別表に定める数量の二分の一に相当する数量以下の火薬類と次の各号に該当する火薬類以外の貨物とを混載する場合は、この限りでない。

（混載制限）

第十二条 旅客乗降場においては、その付近に旅客又は旅客の乗車中の客車がない場合を除き、火薬類を取り扱つてはならない。ただし、一車又は一コンテナに積載し、又は収納する数量が別表に定める数量の二分の一に相当する数量以下の火薬類については、この限りでない。

（混載制限）

第十三条 旅客乗降場においては、その付近に旅客の乗車中の客車がない場合を除き、火薬類を取り扱つてはならない。ただし、一車又は一コンテナに積載し、又は収納する数量が別表に定める数量の二分の一に相当する数量以下の火薬類については、この限りでない。

（混載制限）

第十四条 旅客乗降場においては、その付近に旅客の乗車中の客車がない場合を除き、火薬類を取り扱つてはならない。ただし、一車又は一コンテナに積載し、又は収納する数量が別表に定める数量の二分の一に相当する数量以下の火薬類については、この限りでない。

（混載制限）

第十五条 火薬類を積載した貨車は、旅客列車又は混合列車に連結してはならない。ただし、別表に定める数量の二分の一に相当する数量以下の火薬類を積載した貨車（以下「特定貨車」という。）は、この限りでない。

（特定貨車を除く）

火薬類を積載した貨車（以下「特定貨車」という。）は、この限りでない。

（特定貨車を除く）

により火薬類と火薬類以外の貨物とを収納するものを除く。）と同一貨車に混載してはならない。

ただし、転動により火薬類を収納したコンテナに衝撃を与えるおそれのある貨物以外の不燃質貨物を収納した開放型の構造のコンテナ又は発火のおそれのない貨物を収納した非開放型の構造のコンテナと混載する場合は、この限りでない。

第八条の規定は、第一項ただし書及び第二項ただし書の規定により火薬類と混載する貨物について適用する。

（取扱方法）

第十二条の規定にかかわらず、火薬類を積載した貨車は、業務上当該火薬類とともに移動する必要がある者のみが乗車する列車に連結することができる。

（特定貨車を除く）

貨物列車を運転しない区間においては、前項の規定にかかわらず、火薬類を積載した貨車（以下「特定貨車」という。）は、一両に限つて、これを旅客列車又は混合列車に連結することができ

る。

（特定貨車を除く）

火薬類を積載した貨車（以下「特定貨車」という。）を列車に連結するときは、次の各号に掲げる車両に對してそれぞれに掲げる数以上の空車、転動により火薬類を積載した貨車に衝撃を受けるおそれのある貨物以外の不燃質貨物を積載した無蓋貨車、発火のおそれのない貨物を積載した有蓋貨車その他これらに類する貨車（以下「空車等」という。）を介在させなければならない。

（特定貨車を除く）

火薬類を積載した貨車（以下「特定貨車」という。）を列車に連結するときは、次の各号に掲げる車両に對してそれぞれに掲げる数以上の空車等を介在させなければならない。

（特定貨車を除く）

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

別表（第三条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）

		爆薬		火工品		前記以外の爆薬		硝安油剤爆薬		含水爆薬		前記以外の爆薬	
		工業雷管		工業雷管		電気雷管		導火管付き雷管		電気雷管		前記以外の爆薬	
煙火	煙火	空包	実包	捕鯨用水管	捕鯨用信管	電気雷管	導火管付き雷管	信号雷管	信号雷管	電気雷管	導火管付き雷管	前記以外の爆薬	硝安油剤爆薬
煙火	煙火	空包	実包	捕鯨用水管	捕鯨用信管	電気雷管	導火管付き雷管	信号雷管	信号雷管	電気雷管	導火管付き雷管	前記以外の爆薬	硝安油剤爆薬
前記以外の煙火	前記以外の煙火	超えるもの	下のもの	下のもの	下のもの	四〇万個	四〇万個	一二万個	一二万個	四〇万個	四〇万個	四万個	四万個
引き玉	引き玉	超えるもの	下のもの	下のもの	下のもの	四〇万個	四〇万個	一二万個	一二万個	四〇万個	四〇万個	四万個	四万個
クラッカーボール	クラッカーボール	量○・五グラムを除く	一個当たりの装薬	一個当たりの装薬	一個当たりの装薬	二〇万個	二〇万個	一二〇万個	一二〇万個	二〇万個	二〇万個	一〇〇キロ	一〇〇キロ
六〇〇キロ	六〇〇キロ	二万個	二万個	二万個	二万個	二、〇〇〇個	二、〇〇〇個	一、二〇〇メートル	一、二〇〇メートル	二、〇〇〇個	二、〇〇〇個	二〇〇グラム	二〇〇グラム
六〇〇キロ	六〇〇キロ	二〇〇キロ	二〇〇キロ	二〇〇キロ	二〇〇キロ	二、〇〇〇キロ	二、〇〇〇キロ	一、二〇〇メートル	一、二〇〇メートル	二、〇〇〇キロ	二、〇〇〇キロ	一〇〇キロ	一〇〇キロ

運送しようとする数量をそれぞれ該区分に定める数量で除し、これらの商を加えた和が一となる数量とする。

前記以外の火工品
量一〇〇キロ